

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の名称

2.1.1 名称

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業

2.1.2 種類

土地区画整理事業（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第20号 ロ）

2.1.3 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷の一部

2.2 対象事業の目的

2.2.1 対象事業計画の背景

1) 埼玉県の上位計画

(1) 埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－

埼玉県は、県の目指す将来像と今後5年間（平成29年度～平成33年度）に取り組む施策の体系を明らかにした「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を平成29年3月に策定した。

計画では、11の宣言の中の「稼ぐ力の向上」の取組として、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高めていくことを掲げている。

また、分野別施策の中の「成長の活力をつくる分野」の基本目標「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」における施策の一つに「新たな産業の育成と企業誘致の推進」を掲げている。その主な取組として「先端産業や今後成長が期待される産業の誘致」や「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」等をあげるとともに、施策指標として新規の企業立地件数を250件とすることを目標としている。

さらに、地域の施策展開の中の「川越比企地域」の地域づくりの方向性として、圏央道と関越道が結節する利点を生かし、市町村や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「先端産業の集積に向けた農業大学校跡地の活用検討」等をあげている。

(2) 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略

埼玉県は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定した。本県人口の現状と将来の構造的な変化の見通しを示すとともに、人口減少や少子高齢化に対応するため、5年間（平成27年度～平成31年度）で推進すべき取組を示している。

戦略では、基本目標「県内における安定した雇用を創出する」の中の主な施策の一つに「次世代産業・先端産業の振興、農林業の振興」を掲げ、「先端産業創造プロジェクトの推進」や「次世代産業・先端産業の誘致」等に取り組むことにより、県内での先端産業の育成・集積を目指すこととしている。

(3) 第4次埼玉県国土利用計画

平成22年12月に策定した「第4次埼玉県国土利用計画」では、基準年次を平成20年、目標年次を平成32年として、埼玉県土の利用に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画を記載している。また、平成25年2月に策定された「埼玉県土地利用基本計画」の基本となったものである。

第4次埼玉県国土利用計画では、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて「県土の有効利用」、「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、「安心・安全な県土利用」、「多様な主体の参画、計画的な県土利用」の四つの項目を基本方針としている。

「県土の有効利用」の促進の中では、工業用地に関して、

- ・埼玉県の立地優位性や工場の立地動向等を踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。
- ・圏央道整備に伴い、今後、開発の進展が見込まれる地域においては、関係市町との連携により乱開発抑止対策を講ずることで、豊かな自然や景観、農用地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。
- ・県内への立地を検討している企業等からの相談に対しては、既存の工業団地や工業適地への立地を誘導する。

と記載している。

(4) 埼玉県土地利用基本計画

埼玉県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、埼玉県の区域において、適正かつ合理的な県土利用を図るため、国土利用計画（全国計画）及び埼玉県国土利用計画を基本として平成25年2月に策定された。この基本計画は、現在から将来にわたっての県土利用の基本的方向及び県土利用に関する原則、調整指導方針を示すものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制や遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制やその他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画は、埼玉県5か年計画と整合が図られ、埼玉県国土利用計画と相まって、埼玉県が目指す将来像を実現するための県土に関する規準として運用するものである。

鶴ヶ島市は、地域区分としては「圏央道地域」に属しており、そこには、「豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して、圏央道インターチェンジの周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。」と記載している。

(5) 埼玉県環境基本計画

埼玉県環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定するもので、平成8年3月に初めて策定した。県の総合計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図りながら、環境部門の個別計画の上位計画に位置付けられている。

現行の第4次環境基本計画は平成24年7月に策定し、計画期間は平成24年度～平成33年度となっており、社会経済や環境の状況変化に対応するため、平成29年3月に計画期間の後半5年間の施策などを見直した。

長期的な目標としては以下の5つを掲げ、それらを実現するための20の施策展開の方向を示している。

- ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり
- ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり
- ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- ・安心・安全な環境保全型社会づくり
- ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

2) 鶴ヶ島市の上位計画

(1) 第5次鶴ヶ島市総合計画

鶴ヶ島市は、概ね10年先の目指すべき市の将来像を描いた基本構想として、「第5次鶴ヶ島市総合計画（平成23年3月）」を策定した。その前期基本計画（平成23年度～平成27年度）の期間満了に伴い、平成28年3月に後期基本計画（平成28年度～平成32年度）を策定した。

計画では、市の将来像として「鶴ヶ島は 元気にする～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を掲げた。その実現に向けて「水土里（みどり）の交流圏の構築」「共に支えあう仕組みづくり」をリーディングプロジェクトとして位置付け、後期基本計画においては5つの分野別政策、49の具体的施策を定めた。

分野別政策の中の一つである「快適に暮らせるまち」を実現するための主な取組として、自然と産業が調和した拠点づくりの推進があげられており、農業大学校跡地は埼玉県と連携・協力して、周辺地区とともに自然と産業が調和する拠点として整備を行うことを記載している。

(2) 鶴ヶ島市都市計画マスタープラン

平成16年3月に策定、平成25年3月に一部改訂された鶴ヶ島市都市計画マスタープランでは、少子高齢化の進展による人口減少、急速な高齢化に対応するため、雇用の創出や居住環境の整備など、若い人を惹きつけ、持続的な活力を生み出すまちを将来都市構造に見据えている。

農業大学校跡地の活用に関しては、地区別構想の土地利用方針の中に「埼玉県農業大学校の移転後の跡地活用については、テーマを持たせた企業誘致を進め、雇用の創出を図るとともに、周辺の自然環境も含めて健康増進や学習をはじめとする多面的・複合的な機能を持つ交流拠点としての整備を進めます」と記載している。

(3) 鶴ヶ島市国土利用計画

土地基本法の理念を踏まえ長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、平成 5 年 3 月に策定された。

市土の利用の基本方針としては、「土地の有限性を勘案し、人口の増加、都市化の進展、経済・社会諸活動の拡大等の動向を考慮し、適切かつ計画的な土地利用を進めることにより、全体として調和のとれた、ゆとりある市土の利用が図られるよう留意する必要がある」と記載されている。

また、災害及び公害の防止に努めるほか、緑豊かな自然環境、農用地の保全、歴史的風土の保存等に配慮し、「躍動する生活文化都市：鶴ヶ島」にふさわしい市土の有効利用を図ることが記載されている。

(4) 第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画

美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第 8 条の規定に基づき、「第 5 次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像「鶴ヶ島は 元気にする ～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めるため、平成 25 年 3 月に「鶴ヶ島市環境基本計画」が改定された。

計画の目標年度は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度までの概ね 10 年間とした。

「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を環境像として、4 つの基本目標に基づく環境施策の内容を示している。

2.2.2 対象事業計画の目標

埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全が両立した土地活用を図る。

2.2.3 対象事業計画の目的

対象事業実施区域が所在する鶴ヶ島市は首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2つのインターチェンジが立地するなど、高速道路ネットワークを活かした社会资本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接し、埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター園芸研究所鶴ヶ島試験地（以下、「農業大学校」という。）が所在していた県有地である。（農業大学校は平成 27 年 4 月に熊谷市に移転。）

圏央鶴ヶ島 IC に隣接する貴重な土地であることから産業用地として活用するとともに、残された豊かな自然環境に配慮し、産業集積と緑地の保全が両立した土地活用を図っていく。

県では、成長が見込まれる先端産業分野の実用化、製品化、事業化を支援し、先端産業の育成・県内集積を目指す「先端産業創造プロジェクト」を展開しており、産業用地には研究開発機能等を有する事業者を誘致することとし、先端産業をはじめとする次世代産業の集積拠点の一つとして活用を図っていく。

2.2.4 事業計画に至った経緯

前述のとおり、圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接する対象事業実施区域は、農業大学校が所在していた県有地である。

県において、農業大学校の在り方について検討を進めていたところ、鶴ヶ島市から県に対し、農業大学校を含めた圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域の一体整備についての要望がなされた。

県で検討を重ねた結果、農業大学校を移転することとし、埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全の両立を目指した跡地活用を図ることに決定した。

これを受け、平成 22 年に戦略的環境影響評価を実施した。

戦略的環境影響評価の経過と検討プロセスを表 2.2-1 に示す。

表 2.2-1 戰略的環境影響評価の主な経過

項目	日付	備考
計画書	計画書提出	平成 22 年 8 月 2 日
	計画書縦覧期間	平成 22 年 8 月 10 日～平成 22 年 9 月 10 日
	意見書提出期間	平成 22 年 8 月 10 日～平成 22 年 9 月 10 日 住民意見：31 通
	関係市長意見	平成 22 年 9 月 16 日～28 日
	技術審議会（答申）	平成 22 年 10 月 18 日
	知事意見	平成 22 年 10 月 22 日
報告書	報告書提出	平成 22 年 11 月 11 日
	報告書縦覧期間	平成 22 年 11 月 17 日～平成 22 年 12 月 17 日
	意見書提出期間	平成 22 年 11 月 17 日～平成 22 年 12 月 17 日 住民意見：10 通
	説明会	平成 22 年 11 月 24 日～29 日
	公聴会	平成 23 年 1 月 22 日
	関係市長意見	平成 23 年 3 月 11 日～15 日
	技術審議会（答申）	平成 23 年 3 月 15 日
	知事意見	平成 23 年 3 月 18 日

その後、平成 22 年の戦略的環境影響評価を踏まえながら、鶴ヶ島市とともに農業大学校の土地利用について検討を重ねてきた。

平成 24 年には鶴ヶ島市から県に対し、「埼玉県農業大学校移転後の跡地活用に当たっての市としての望ましい方向性について」が出され、企業誘致や豊かな自然との調和等に関する要望がなされた。

平成 26 年には鶴ヶ島市が都市計画道路川越鶴ヶ島線及び都市計画道路鶴ヶ島南通り線の事業に着手した。

平成 27 年 4 月には農業大学校が熊谷市へ移転し、既存建物の解体設計を実施した。

また、鶴ヶ島市は平成 28 年 3 月策定の第 5 次鶴ヶ島市総合計画基本構想の中で、農業大学校跡地を工業系ゾーンとして位置付けた。

平成 28 年には、農業大学校の既存建物の解体を実施するとともに、環境影響評価に向けた土地利用計画（案）を作成した。

2.3 対象事業の実施区域

対象事業実施区域を図 2.3-1 及び図 2.3-2 に示す。

対象事業実施区域は、鶴ヶ島市の南端部（大字太田ヶ谷地内）、圏央鶴ヶ島 IC 東側に位置している。対象事業実施区域は、北東に緩やかな傾斜はあるものの、ほぼ平坦な地形となっており、標高は 38.8m～45.1m と高低差約 6.3m である。土地利用は農業大学校跡地のため更地となっており、対象事業実施区域の外周及び対象事業実施区域の水路周辺にまとまった樹林地がある。

対象事業実施区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域外となっている。対象事業実施区域の流末は対象事業実施区域内の水路から大谷川雨水幹線に流入し、一級河川越辺川へ合流している。周囲には大きな河川はなく災害の少ない地域である。

対象事業実施区域周辺の道路状況は、北西側に首都圏中央連絡自動車道が通っている。また、対象事業実施区域北側の一部を横断するように都市計画道路川越鶴ヶ島線が計画されており、鶴ヶ島市が整備を進めている。さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路日高川越鶴ヶ島線が計画されている。

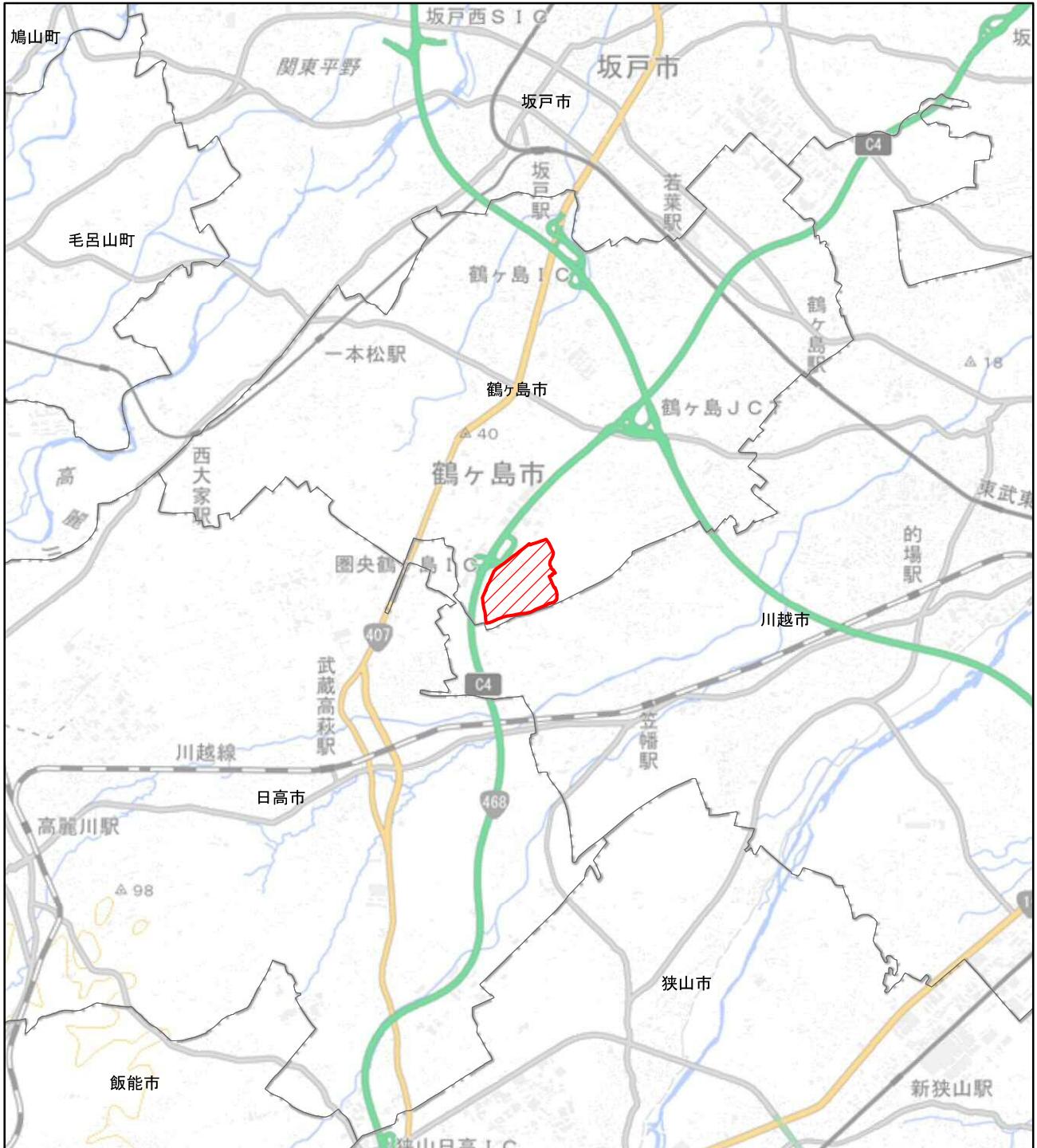


図2.3-1 調査対象範囲図

凡例

対象事業実施区域

1:60,000



0 0.5 1 2 3 km



図2.3-2 計画地位置図

凡例

対象事業実施区域

*対象事業実施区域である農業大学校跡地は建築物等の工作物は撤去され、現在更地となっている。

1:10,000



0 100 200 400 m

出典:「電子国土基本図(オルソ画像)」(国土地理院)

2.4 対象事業の規模

対象事業実施区域の規模は約 39.2ha である。

2.5 対象事業の実施期間

対象事業の実施期間は、表 2.5-1 のとおり予定している。

表 2.5-1 対象事業計画の実施期間

年 度	平成29年度					平成30年度					平成31年度					平成32年度		
環境影響評価																		
造成工事																		

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 土地利用計画

土地利用計画を、表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地利用については「圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」を踏まえて、「緑豊かな地域の特性を活かし、保全、創出を行い、環境に配慮したバランスの取れた産業基盤整備」を基本として計画した。

緑地・公園は、対象事業実施区域中央にある既存の樹林地、遊水池、水路の保全を基本とし、周辺樹林地との連続性に留意している。また、地域住民との交流や関わりを踏まえて計画している。

道路は、対象事業実施区域の企業からの発生交通を安全かつ円滑に通行させるために、幹線道路を計画している。

表 2.6-1 土地利用計画

名 称		面積 (ha)	割合 (%)
産業用地	画地	19.89	50.79
	緩衝緑地	3.82	9.75
公共用地	公園（調整池を含む）	6.24	15.93
	緑地（遊水池、水路を含む）	6.69	17.08
	道路	2.52	6.44
事業区域		39.16	100.00

注) 割合は少数第3位を四捨五入したため、割合の合計は100%にならない。

2.6.2 進出企業の業種

1) 進出企業の業種

現時点で予定している企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 想定する企業の業種

企 業
製造業、研究開発施設

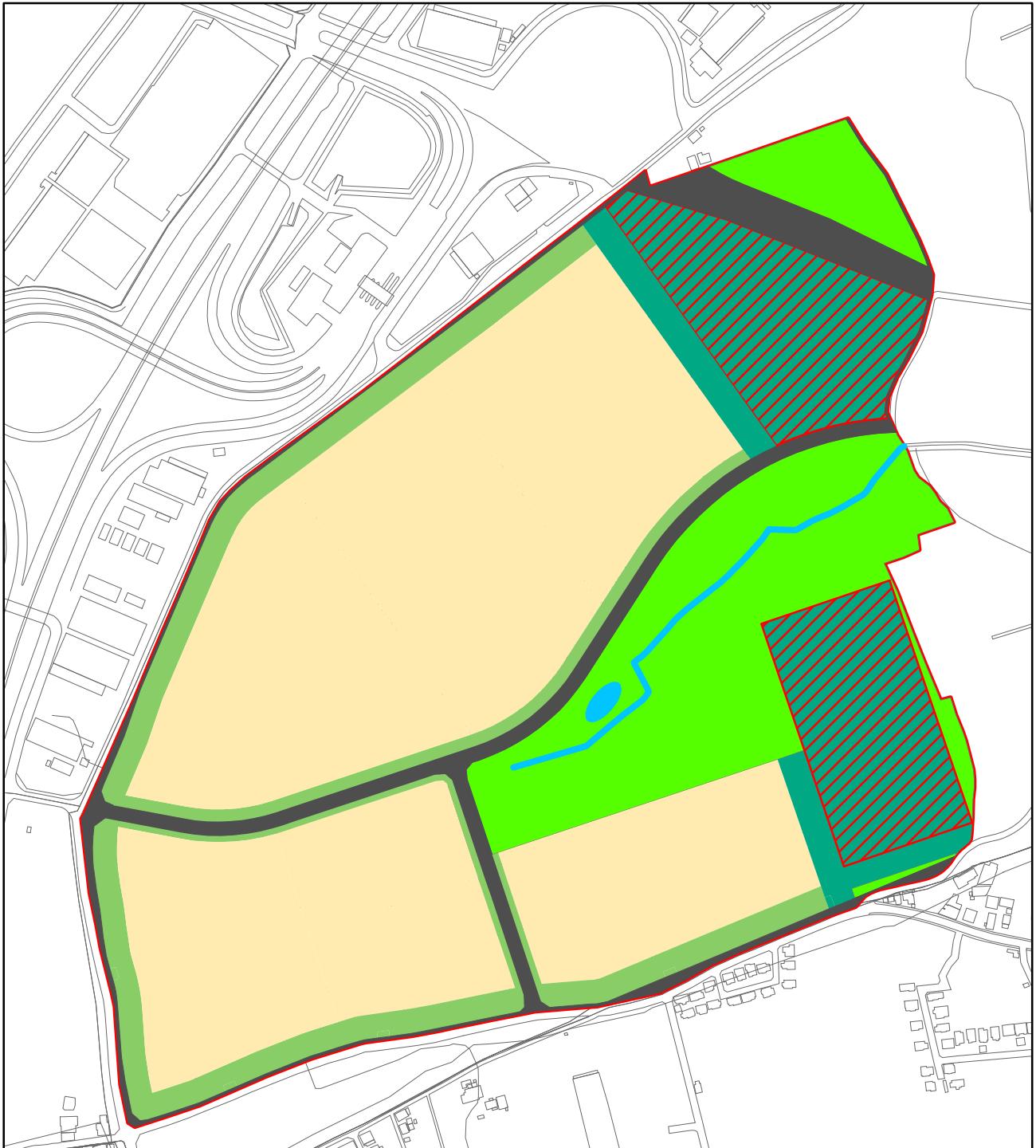


図2.6-1 土地利用計画図(案)

凡例

- 対象事業実施区域
- 画地
- 緩衝緑地
- 公園(// 調整池を含む)
- 緑地
- 遊水池
- 水路
- 道路

1:5,000



0 50 100 200 m

2) 進出企業の想定建築計画

本事業では、「圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区地区計画」を定める計画としており、その中で表 2.6-3 に示す「建築物等の用途の制限」を定める予定である。

また、進出企業の計画建物規模については、事業特性を踏まえ、工業専用地域（指定建ぺい率 60%、指定容積率 200%）の指定を前提に、建築物等の高さ等を想定する。

表 2.6-3 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区地区計画で定める「建築物等の用途の制限」（予定）

項目	内容
建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物等の高さの最高限度は、25m 以下とする。 ただし、敷地面積が 65,000m² 以上かつ建築物の外壁等の面から道路までの距離が 20m 以上のものは、高さの最高限度を 40m 以下とする。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設には、適用しない。</p> <p>3 第 1 号の規定にかかわらず、公共公益上必要な施設には、適用しない。</p>
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>① 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ② 保育所（当該地区内の事業所に従事する者の用に供する付属施設を除く。） ③ 公衆浴場 ④ 診療所 ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 自動車教習所 ⑦ 畜舎 ⑧ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑨ 倉庫業を営む倉庫 ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 ⑪ 建築基準法※別表第 2（る）項第 1 号（17）、（19）～（22）までに掲げる事業を営む工場、レディーミクストコンクリートの製造を営む工場 ⑫ 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物</p>

2.6.3 道路整備計画

対象事業実施区域に、幅員 12.0m の幹線道路や、都市計画道路等を配置する計画である。道路標準断面を図 2.6-2 に示す。

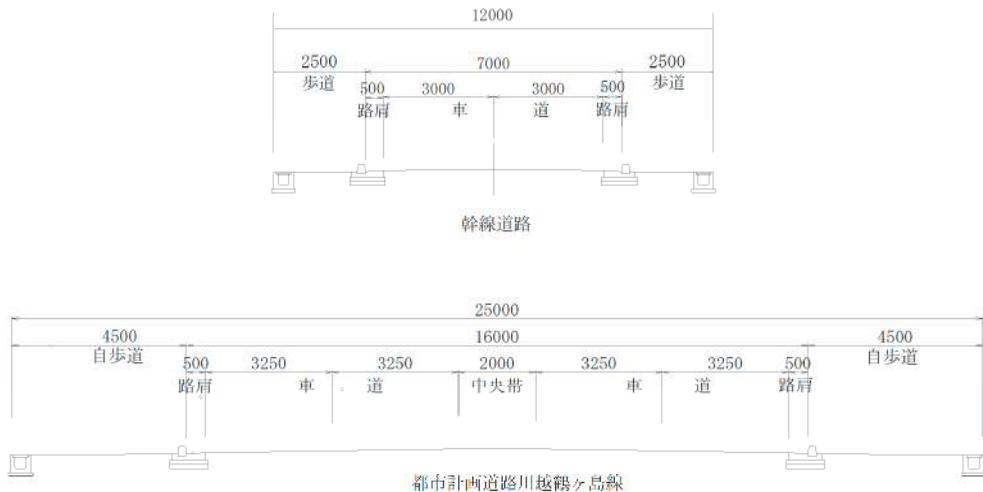


図 2.6-2 道路標準断面図

2.6.4 供給施設計画

1) 給水

坂戸、鶴ヶ島水道企業団と協議し、対象事業実施区域に供給を受ける計画である。

2) ガス供給

ガス供給会社と協議し、対象事業実施区域に都市ガスの供給を受ける計画である。

3) 電気供給

電力小売会社と協議し、対象事業実施区域に電力の供給を受ける計画である。

2.6.5 処理施設計画

1) 汚水排水

汚水排水については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議し、公共下水道に放流する計画である。

2) 雨水排水

雨水排水については、調整池に導き調整を図ったうえで、対象事業実施区域外の水路に放流する計画である。

なお、調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき設置し、放流先水路の能力に応じて計画的に放流する。

2.6.6 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、入居企業において個別に適切な処理を行う。

2.6.7 交通計画

1) 将来交通量及び関連車両交通量

本事業の供用時における対象事業実施区域周辺の将来交通量は「(仮称)圏央鶴ヶ島インター チェンジ東側地区交通量推計業務委託」(平成 29 年 10 月, 埼玉県 産業労働部 先端産業課)で検討されている交通量とした。

また、進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分は、「全国貨物純流動調査(物流センサス)」(平成 29 年 3 月, 国土交通省)、「工業立地原単位調査報告書」(平成 18 年 3 月, (財)日本立地センター)、「工業団地に於ける交通計画策定のための基礎調査(その 2)」(昭和 57 年 1 月, 地域振興整備公団)を参考に算出した。その結果、関連車両の台数は環境への負荷が大きい「鉄鋼業」を想定した。関連車両の台数を表 2.6-4 に示す。

表 2.6-4 進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分

発生区分	小型車類	大型車類	合 計
貨物輸送	295	390	685
業種関連	555	62	617
通 勤	1706	4	1710

2) 供用時の主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路は図 2.6-3 に示す。

供用時の関係車両の主要な走行経路は、北東側へのアクセス道路としては都市計画道路川越鶴ヶ島線、西側へは鶴ヶ島市道 320 号線、南側へは鶴ヶ島市道 304 号線から川越市道 77 号線等へ通じる経路を予定している。

2.6.8 公園・緑地計画

公園及び緑地の配置について図 2.6-1 に示すとおり、主な緑地については対象事業実施区域中央から北東にかけての水路沿いの既存の緑地及び北東側の既存の緑地も保全する計画である。また、主な公園については、対象事業実施区域東側及び北東側に調整池機能を有する公園を配置する。

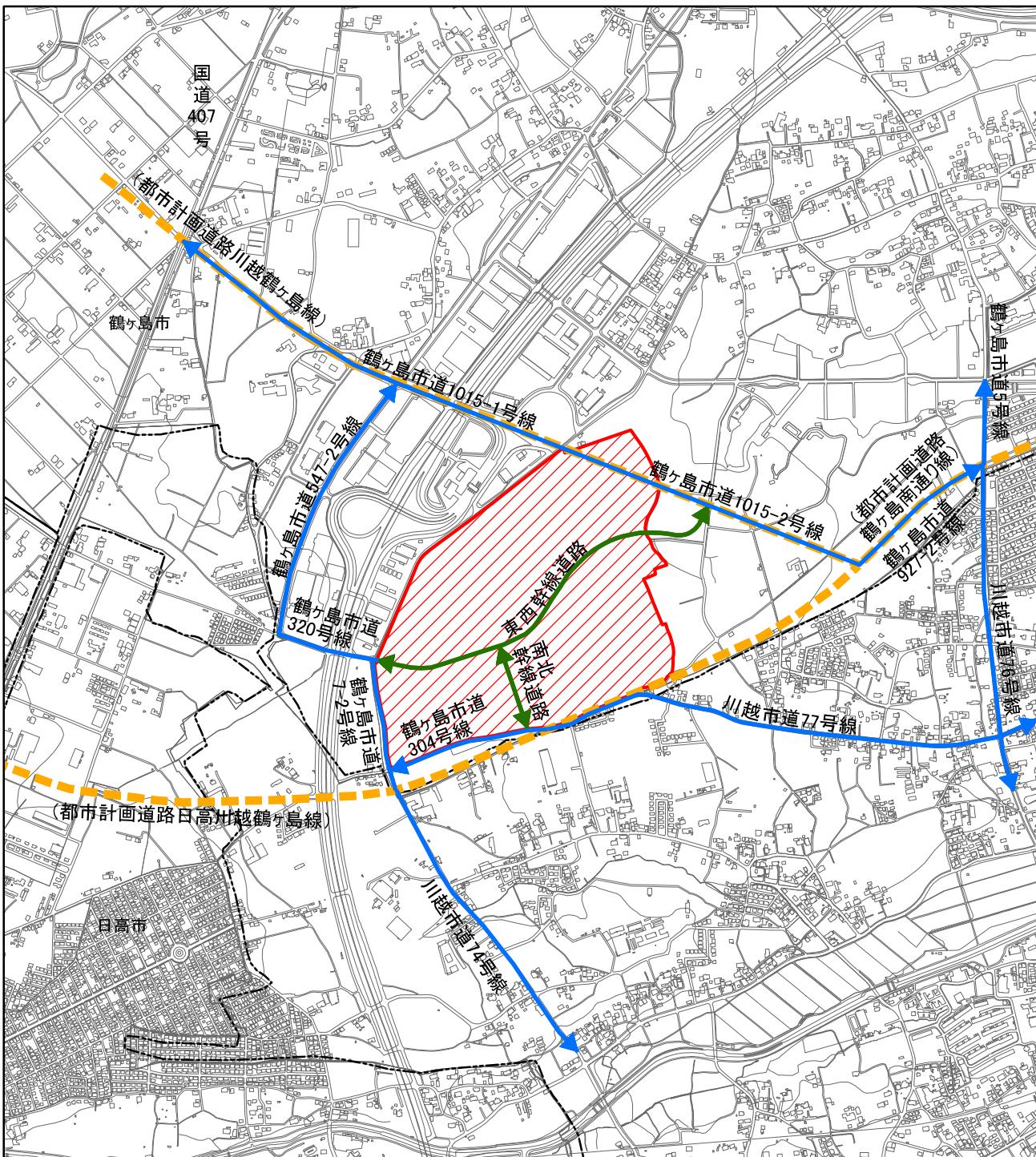


図2.6-3 関連車両の走行が想定されている主なルート(案)

凡例

- ←→ 主なルート
- 都市計画道路

対象事業実施区域

1:15,000



0 100 200 400 600
m

2.6.9 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-5 に示す。

土地区画整理事業は平成 30 年度～平成 32 年度を予定している。

表 2.6-5 工事工程

年 度	平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度			
環境影響評価																
造成工事																
進出企業による建築工事																

2) 工事の概略

現在、対象事業実施区域は概ね平坦な地形であり、周辺道路と同程度の高さである。造成計画は、一部の切土造成を除き、区域の排水処理及び降雨による災害防止等の点から、現況高より高くする。また、水辺環境の保護や既存樹林をできる限り保全する等、自然環境に配慮することとする。

なお、造成計画については以下の事項を考慮する。

- ・防災上、周辺の道路の高さより高くした土羽処理とし、極力構造物を要さない産業用地とする。なお、今後周辺道路との協議・調整を行いながら造成高さの設定を行う。
- ・既存樹林、水路等の保全を行うため、水路周辺は切盛造成をしない保全エリアとする。
- ・雨水は、対象事業実施区域に適当な造成勾配を設け、雨水排水施設、調整池を経由し、既存水路に排水する。また、可能な限り浸透施設の整備を行い、地下水への涵養にも配慮する。

3) 資材運搬等の車両運行計画

(1) 資材運搬等の車両の主要な走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2.6-4 に示すとおり対象事業実施区域の西側の鶴ヶ島市道 320 号線及び南側の鶴ヶ島市道 304 号線及び川越市道 77 号線等を利用する計画である。

(2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両の発生台数が最大となるのは、工事開始 7 ヶ月目であり、この時期の車両台数は、355 台/月/片道を計画している。なお、資材運搬等の車両の走行時間帯は、原則として 8 時～17 時（12 時台は除く）の 8 時間とする計画である。

工事期間中の資材運搬等の車両の台数に関する詳細については、資料編に示すとおりである。

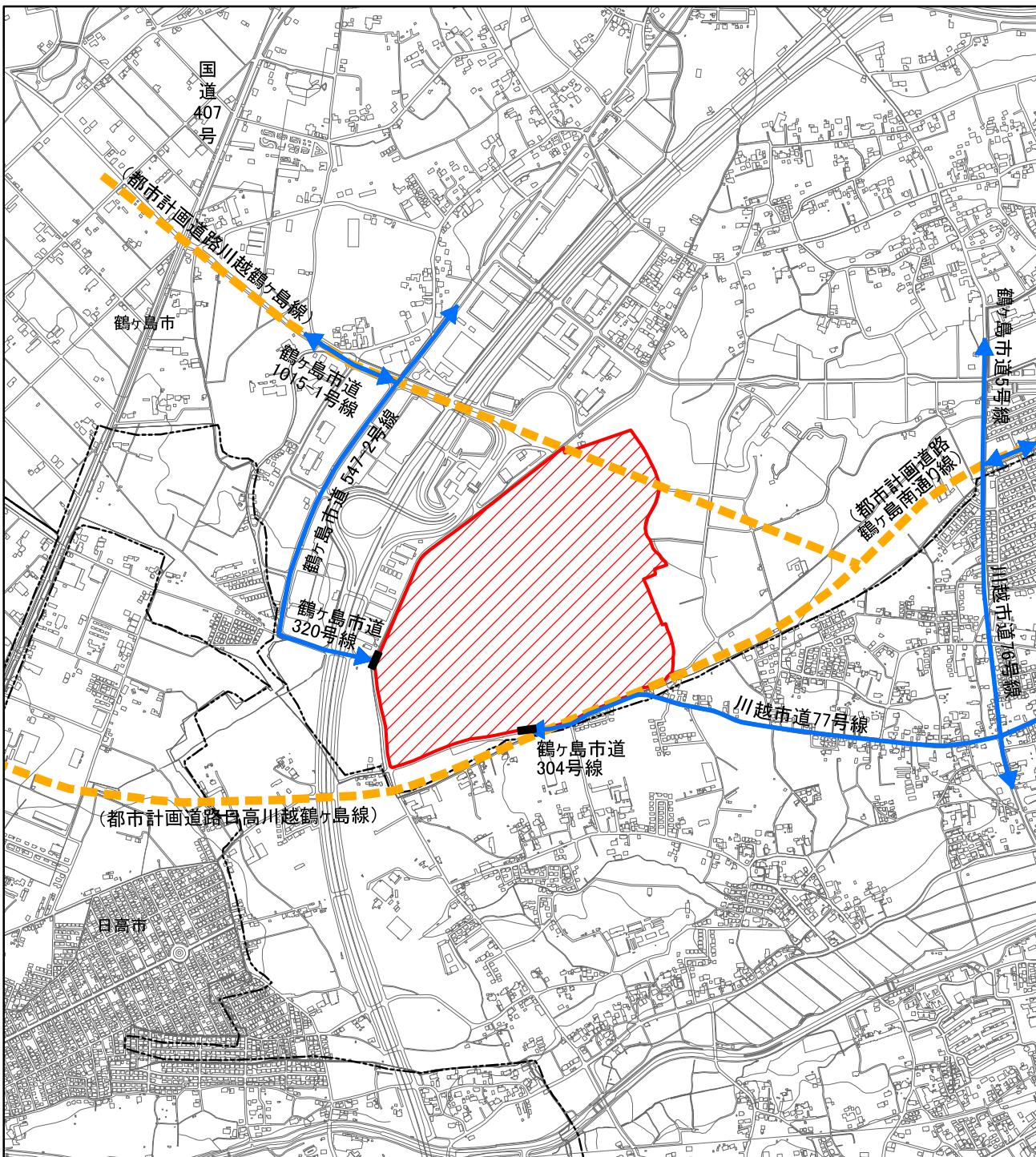


図2.6-4 資材運搬等の車両の走行が想定されている主なルート(案)

凡例

- 主なルート
- ゲート
- 都市計画道路

対象事業実施区域

1:15,000



0 100 200 400 600
m

4) 建設機械の稼働計画

建設機械の稼働は、平成 30 年 8 月より造成工事から開始する計画である。工事開始 2 ヶ月目（平成 30 年 9 月）は準備工、土工事、調整池・排水工事等が重複する時期であり、稼働台数は 340 台/月と最大となる。工事開始 6 ヶ月の平成 31 年 1 月からは進出企業の建築工事が開始の予定である。造成工事と建築工事が重なる工事開始 8 ヶ月には稼働台数は 260 台/月となる予定である。なお、建設機械の稼働時間帯は、原則として 8 時～17 時（12 時台を除く）までの 8 時間とする計画である。

工事期間中の建設機械の稼働計画に関する詳細については資料編に示すとおりである。

5) 造成工事

(1) 造成計画

本事業の造成に伴い生じる土工量を表 2.6-6、造成計画平面図を図 2.6-5 に示す。なお、対象事業実施区域外からの土砂の搬入はない計画である。

表 2.6-6 造成土工量

項目	土量 (m ³)
切 土	約 108,000
盛 土	約 108,000

6) 防災計画

工事中の雨水排水の調整は仮設沈砂池を整備することで対応する計画であり、工事中に降った降雨は、既存水路及び仮設水路により本設調整池又は仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する計画である。工事実施にあたっては、速やかに転圧等を進め、降雨による土砂流出を防止する。

また、工事中には区域への第三者の立入りを防止する仮囲い、看板等を設けるとともに、工事関係者の安全教育を徹底し、災害の未然防止に努める計画である。

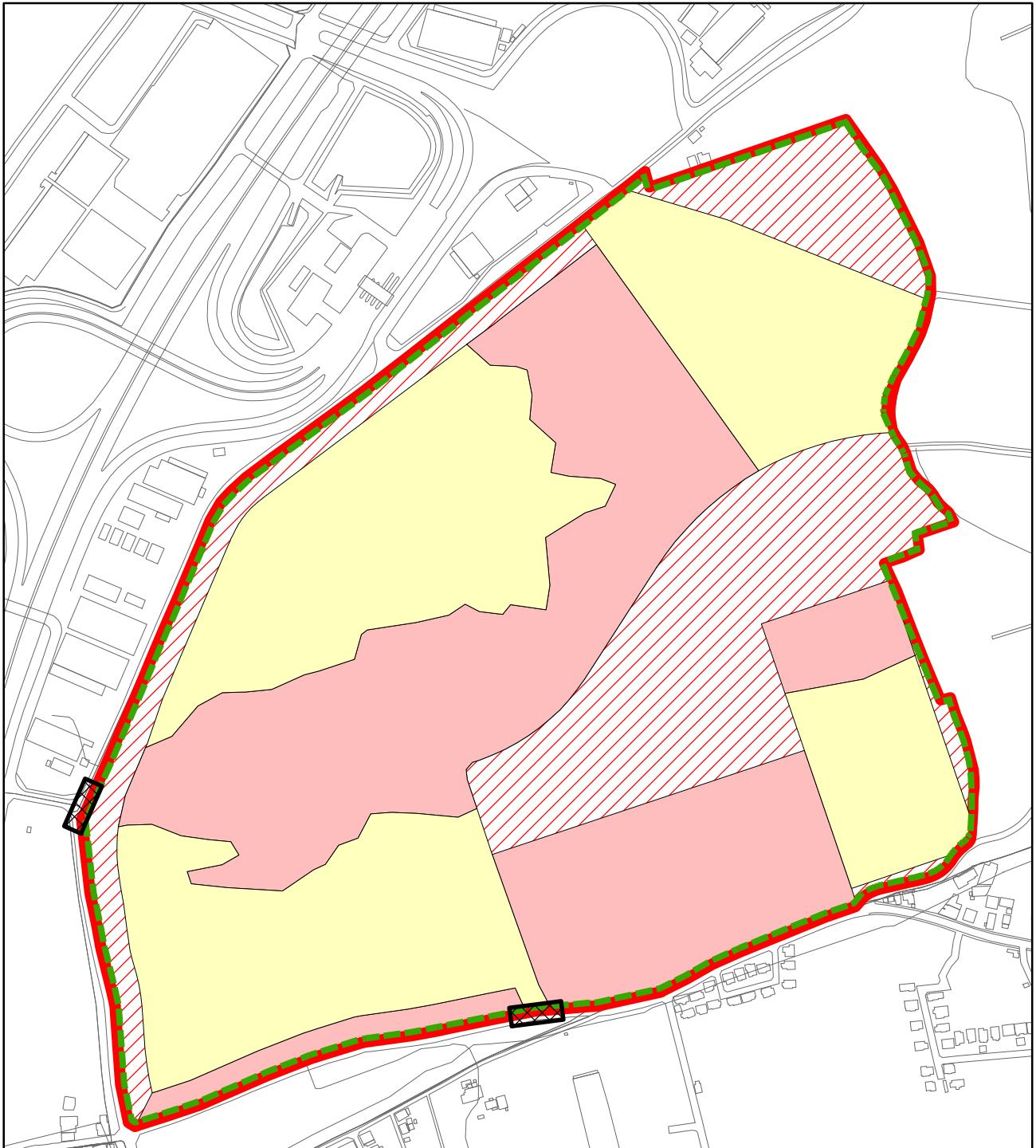


図2.6-5 造成計画平面図

凡例

- ゲート
- 仮囲い(3m)
- 盛土部(発生源)
- 切土部(発生源)

対象事業実施区域

1:5,000



0 50 100 200
m

7) 工事中における環境保全対策

(1) 大気質

① 建設機械の稼働、造成等の工事

- ・建設機械については、可能な限り環境配慮型の機種の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制適合車を使用するように努める。
- ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用するように努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。
- ・土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。

③ 造成等の工事

- ・造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行う。
- ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。
- ・土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。
- ・造成箇所は速やかに転圧し、適宜散水をするなど、裸地からの粉じんの飛散を防止する。

(2) 騒音・低周波音

① 建設機械の稼働

- ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型）の機械の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機器のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・対象事業実施区域境には、仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検の徹底を要請する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(3) 振動

① 建設機械の稼働

- ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低振動型）の機械の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検の徹底を要請する。

(4) 水質

- ・濁水は、仮設水路を設けて仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認したうえで、放流先の水路の水位に配慮しながら、排水する。
- ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。
- ・必要に応じて仮設沈砂池には濁水処理設備（中和処理設備）を設置する。
- ・セメント系固化材による土壤改良を行う場合には、可能な限り低アルカリ性で、環境負荷の小さい固化材を採用する。
- ・コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。

(5) 水象

- ・工事中においては、必要に応じて地下水位等を観測する。

(6) 動物

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、保全すべき種（昆虫類、魚類、底生動物）の移設を行う。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排水する。
- ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて土砂流出防止対策を実施する。
- ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。
- ・資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。
- ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。
- ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう要請する。

(7) 植物

- ・周辺の類似環境へ保全すべき種の移植を行う。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は植物の生育環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・直接的な改変はないものの、生育地の日当りや風当たりの変化による間接的な変化が予想される種については、モニタリング調査を実施して生育状況を確認し、必要に応じて移植等の保全対策を検討する。

(8) 生態系

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、動物・植物の生息基盤とする。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排水する。
- ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて土砂流出防止対策を実施する。
- ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。
- ・資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。
- ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。
- ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう指導する。

(9) 自然とのふれあいの場

① 建設機械の稼働

- ・建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
- ・対象事業実施区域境には、仮囲い等の防音対策を講じる。
- ・濁水は、対象事業実施区域に設置する仮設沈砂池により十分に沈降させてから排水する。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・資材運搬等の車両の走行にあたっては、鶴ヶ島市道700-1号、700-2号の通行を回避するとともに、運搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(10) 廃棄物等

- ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- ・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等の適正処理を要請する。

(11) 温室効果ガス

① 建設機械の稼働

- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械の稼働時間の短縮に努める。
- ・建設機械（バックホウ、ブルドーザー）は、低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械を使用するように努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・建設機械の不必要的空吹かしは行わないように徹底する。
- ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討する。
- ・資材運搬等の車両は、可能な限り低燃費型車両を使用するように努める。
- ・資材運搬等の車両のエコドライブを推進する。

③ 造成等の工事

- ・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等の適正処理を要請する。

2.7 環境の保全についての配慮事項

対象事業の計画策定において、環境の保全に係る配慮事項を以下に示す。

2.7.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び鶴ヶ島市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものを表 2.7-1 に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 2.7-2 に整理した。

表 2.7-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県 5 か年計画（平成 29 年 3 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県環境基本計画（第 4 次）（平成 29 年 3 月）
	第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 29 年 3 月）
	生物多様性保全県戦略（平成 20 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 28 年 4 月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版） （埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 4 月）
鶴ヶ島市	第 5 次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）（平成 28 年 3 月）
	鶴ヶ島市都市計画マスターplan（鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針） 〔一部改訂版〕（平成 25 年 3 月）
	鶴ヶ島市国土利用計画（平成 5 年 3 月）
	第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画（平成 25 年 3 月）
つるがしま緑のまちづくり計画（平成 10 年 3 月）	

表 2.7-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項（1/7）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県 5 か年計画 －希望・活躍・うるおいの埼玉－ (平成 29 年 3 月)	<p>平成 29 年度からの 5 か年計画であり、3 つの将来像と全体計画として 11 の宣言をあげている。また、分野別施策及び地域の施策展開をあげている。</p> <p>【3 つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望と安心の埼玉 ・活躍と成長の埼玉 ・うるおいと誇りの埼玉 <p>【宣言と取組】（本事業に係る項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼ぐ力の向上 <p>国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。</p> <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業の育成と企業誘致の推進 ・先端産業や今後成長が期待される産業の誘致 ・豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 <p>【地域別施策（川越比企地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道と関越道が結節する利点を生かし、市町村や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「先端産業の集積に向けた農業大学校跡地の活用検討」等をあげている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・入居企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう要請する。
第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に配慮する。

表 2.7-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項 (2/7)

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)	<p>対象事業実施区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に發揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう要請する。 ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に配慮する。
埼玉県環境基本計画（第 4 次） (平成 29 年 3 月)	<p>5つの長期的目標と、20 の施策展開の方向が示されている。</p> <p>【長期的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・対象事業実施区域の湧水の保全については、可能な限り雨水浸透施設を設置する。 ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に配慮する。 ・入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう要請する。 ・入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう要請する。

表 2.7-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項（3/7）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)	<p>県内の広域緑地計画に関して、以下の事項が示されている。</p> <p>【埼玉県の緑のあり方（実現のために）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な緑に関する基本的な考え方 ・緑の機能 ・地域別の緑のあり方 <p>【緑のネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成の考え方 ・緑のネットワークの形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ①「緑の核（コア）」をいかす ②「緑の拠点（エリア）」をつくる ③「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に配慮する。
生物多様性保全県戦略 (平成20年3月)	<p>県内の生物多様性を守るための平地、丘陵、山地などにおける生物多様性保全の考え方方が示されている。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近でできる生物多様性保全 ・人の活動によって生まれた生物多様性 ・生物多様性保全のための基本的考え方 ・野生生物の生息・生育場所の保全・創出 ・野生生物の生息・生育場所をつなげる取組 ・希少種を保護増殖する取組 ・保護活動を活発にする取組 ・個々の活動を広げ、連携する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。

表 2.7-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項（4/7）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県景観計画 (平成 28 年 4 月)	<p>県内の景観計画に関して、3 つの将来の景観像、3 つの基本目標、5 つの基本方針、3 つの景観形成方策の方向性が示されている。</p> <p>【将来の景観像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住みたい埼玉 ・訪れたい埼玉 ・誇りに感じる埼玉 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地、丘陵、台地の自然や田園から成る郷土の情景を守る。 ・これまで培われてきた地域の歴史や文化を受けつぎ、表情豊かな埼玉の景観特性を生かす。 ・県民、市町村との協働のもと、だれもが住みたいと感じ、訪れるこの魅力を感じ、地域の絆を深め誇りに思う、埼玉の美しい景観を創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり <p>【景観形成方策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域景観の保全と創出 ・地域景観の保全と創出 ・建築物の建築等に対する規制誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、入居企業に対して要請する。

表 2.7-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項（5/7）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版） (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)	県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。 【削減目標】 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21% 削減する。 【7 つのナビゲーション】 ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO ₂ 吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進	・温室効果ガス（CO ₂ ）の吸収源対策として、対象事業実施区域に現存する樹林を極力残すとともに、敷地境界には樹林による環境施設帯を整備する。 ・入居企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう要請する。
第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)	県内の産業廃棄物処理に関して、本県が目指す「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向けて目標値が示されている。 【目標値（産業廃棄物）】 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10% 削減した 17 万 5 千トンとする。	・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 ・入居企業の事活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう要請する。
第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33） (平成 29 年 4 月)	圏央道インターチェンジから概ね 5km の範囲内に位置する対象事業実施区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。 【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る [周辺環境との調和] ・埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。 [乱開発の抑止] ・開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。	・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。

表 2.7-2(6) 公的な計画等を反映した配慮事項 (6/7)

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
第5次鶴ヶ島市総合計画 後期基本計画 (平成28年3月)	鶴ヶ島市は「鶴ヶ島は元気にする～明日につながる活力のまち支えあう安心のまち～」を将来像として、「快適に暮らせるまち」の方向のもと、身近な自然環境が確保され、公園、道路、排水などの生活環境が整備された、市民誰もが快適に暮らせるまちを目指している。また、「都市と農村の調和」の土地利用構想のもと、都市基盤の整った居住空間と身近に残る自然を活かし、快適に暮らせるまちを目指すとしている。	・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。
鶴ヶ島市都市計画マスタープラン (鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針) [一部改訂版] (平成25年3月)	南西部・圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区は、川越業務核都市基本構想との整合及び、自然と産業が調和した土地利用を図る。このうち、川越業務核都市基本構想の業務施設集積地区は、圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を促進する。	・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。
鶴ヶ島市国土利用計画 (平成5年3月)	土地基本法の理念を踏まえ長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、平成5年3月に策定された。 【基本方針】 <ul style="list-style-type: none">・土地の有限性を勘案し、人口の増加、都市化の進展、経済・社会諸活動の拡大等の動向を考慮し、適切かつ計画的な土地利用を進める・全体として調和のとれた、ゆとりある市土の利用が図られるよう留意する必要がある	・対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。

表 2.7-2(7) 公的な計画等を反映した配慮事項 (7/7)

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
第2期鶴ヶ島市環境基本計画 (平成25年3月)	<p>鶴ヶ島市は「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を環境像として、4つの基本目標と各目標に対応した施策展開の方向が示されている。</p> <p>1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる。 緑地の減少を防ぐとともに、まちなかに緑を取り戻す取り組みが必要</p> <p>2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる。 大量生産、大量消費、使い捨て型のライフスタイルの見直し、自然の恵みを活かした循環型のライフスタイルへの転換が必要。</p> <p>3. 安心して暮らせるまちをつくる。 公害を未然に防止することが重要であり、水質や騒音・振動等については事業者の活動の影響は大きい。</p> <p>4. 人の交流の豊かなまちをつくる。 地域の環境をよく知り、より良い地域環境を作っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用するとともに、周辺樹林地との連続性に配慮する。 野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に配慮する。 対象事業実施区域に緑地を整備する。 工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び、再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 入居企業の事活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう要請する。 入居企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう要請する 大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。 雨水の有効利用等により、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 湧水の保全については、可能な限り雨水浸透施設を設置する。 入居企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう要請する。
つるがしま緑のまちづくり計画 (平成10年3月)	地域別緑のまちづくりプランの地域区分「南西部地域」における主な取組として、農業大学校周辺の雑木林などの樹林地を積極的に保全すること等をあげている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の緑地の整備は、現存する樹林を極力有効活用する計画である。

2.7.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象地域

1) 法律又は条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲3km以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表2.7-3に整理した。

対象事業実施区域は、鳥獣保護区（特定猟具使用禁止区域（銃））、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、森林地域、地域森林計画対象民有林、景観計画区域（特定課題対応区域）に指定されている。

表 2.7-3 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域			指定等の有無		関係法令等
			対象事業 実施区域	周辺地域	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
国土防災	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
		希少野生動植物保護区	×	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	
	地下水採取規制地域	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
		砂防指定地	×	×	砂防法
土地利用	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
		都市地域	○	○	都市計画法
		市街化区域	×	○	
文化財保護	市街化調整区域	○	○		
	用途地域	×	○		
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	×	○		
	森林地域	○	○		
	国有林	×	×	森林法	
	地域森林計画対象民有林	○	○		
景観保全	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）			×	文化財保護法
	×	○	埼玉県文化財保護条例		
	×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例		
	×	○	川越市文化財保護条例		
	×	×	狭山市文化財保護条例		
	×	×	坂戸市文化財保護条例		
	×	○	日高市文化財保護条例		
風致地区	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	○	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		
	景観計画区域	×	○	川越市都市景観条例	

2) その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域には、表 2.7-4 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 2.7-4 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域での該当の有無	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、項目によって環境基準を達成していない地域が分布する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	対象事業実施区域及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布する。	○
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	対象事業実施区域及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。	△
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。	○
	重要な地形、地質及び自然現象	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	対象事業実施区域及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。	○
	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を作っている景観	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	対象事業実施区域及びその周辺には点在する。	○
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には鶴ヶ島市運動公園があり、水辺や公園等の身近な緑が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地（神明遺跡等）が分布する。	○
	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
	放射性物質の拡散・流出による影響	対象事業実施区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注) ○ : 対象事業実施区域が該当する

△ : 対象事業実施区域は該当しないが周辺地域は該当する

× : 調査対象地域（対象事業実施区域及びその周辺）地域は該当しない

2.7.3 対象事業の立地回避が困難な理由

1) 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC に隣接しており、平成 29 年 2 月に圏央道茨城県区間が開通し東名高速道路から東関東自動車道まで接続されたことにより交通の利便性が高い地域である。

また、北側の圏央鶴ヶ島 IC 出口付近には、対象事業実施区域を一部横断するように、都市計画道路川越鶴ヶ島線、南側の鶴ヶ島市道 304 号線並びに本対象事業実施区域の一部を含めた形で都市計画道路日高川越鶴ヶ島線が計画されており、対象事業実施区域の交通の利便性がさらに向上する。これらのことから、対象事業実施区域は高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域といえる。

2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

対象事業実施区域は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。鶴ヶ島市は「鶴ヶ島市都市計画マスタープラン」（平成 25 年 3 月）において、対象事業実施区域及びその周辺を圏央鶴ヶ島 IC に近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を進めていることから変更は困難である。

2.7.4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

本事業の実施による影響の回避又は低減措置については、表 2.7-3 及び表 2.7-4 に示した内容を考慮して検討を行った。検討結果を表 2.7-5 に示す。

表 2.7-5 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	対象事業実施区域の敷地境界付近や工事用車両等の運行ルートには住居等の保全施設が分布しているため、これら保全対象施設への影響の回避又は低減に配慮する。 また、対象事業実施区域及びその周辺の湧水への影響の回避又は低減に配慮する。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、現在の樹林地を極力残存させるとともに、事業に際しては周辺の樹林との連続性を持たせる。また、緩衝緑地帯も整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に配慮する。 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に配慮する。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、対象事業実施区域に公園や緩衝緑地帯を整備する。	対象事業実施区域の植栽や建物の色彩等の周辺景観との調和に努め影響への回避又は低減に配慮する。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、樹林地の保全や緑地を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として各進出企業に対して、積極的な緑化を要請する。 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制を要請する。	特になし
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	今後、一般大気中の放射性物質が高くなる場合には、必要に応じて影響への回避又は低減にと努める。	特になし